

## 第2回 総会議事録

1 開催の日時 令和2年8月28日（金）午後3時30分～午後4時20分

2 開催の場所 松江市役所 本館西棟3階 第2常任委員会室

### 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第16号 非農地確認について

議 第17号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第18号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

報告第3号 会長専決処分の報告

報告第4号 事務局長専決処分の報告

### 4 出席委員（19名） 欠席委員（0名）

1番 石倉 由美子（出）	2番 足立 裕子（出）	3番 勝田 達雄（出）
4番 宮廻 彰夫（出）	5番 渡部 文明（出）	6番 吉岡 幸雄（出）
7番 角田 正紀（出）	8番 古藤 一郎（出）	9番 岸本 定朝（出）
10番 角 智則（出）	11番 青砥 芳美（出）	12番 磯部 美津子（出）
13番 吉岡 雅裕（出）	14番 松本 喜次（出）	15番 永江 りえ（出）
16番 矢野 秀行（出）	17番 富士本 数彦（出）	18番 高橋 裕典（出）
19番 三島 進（出）		

### 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係主事	山田 真之
農地係長	野津 慎一	農地係主事	伊藤 謙
農地係主幹	森田 稔		
農地係副主任	高尾 祥和		

## 6 会議内容

議長  
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第2回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。委員定数19名のうち、19名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。3番委員、4番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の森田主幹と山田主事にお願いします。それでは、議事に入ります。議第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議第13号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は12件24筆で、いずれも所有権移転案件で、うち1件が共有持分移転の案件です。

それでは、21番の案件についてご説明いたします。申請は、古志町の田の共有持分を移転されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲受人はご覧のとおりです。譲渡理由及び譲受理由は、ともに家庭の事情によるものです。受け人の世帯は、田植機、トラクター、コンバイン、乾燥機、運搬車等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、22番の案件についてご説明いたします。申請は、下佐陀町の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、受け人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のためです。受け人の世帯は、耕運機、コンバイン、草刈機、トラクター、運搬車等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、23番の案件についてご説明いたします。申請は、西尾町の田4筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲渡理由及び譲受理由は、家庭の事情によるものです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、移植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、24番の案件についてご説明いたします。申請は、福富町の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、受け人からの要望によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のためです。受け人の世帯は、トラクター、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、25番の案件についてご説明いたします。申請は、竹矢町の現況畑の田4筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、受け人からの要望によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のため、借入地を自作地として取得するためです。受け人の世帯は、耕運機、運搬車、定植機、トラクター等の農業用機械を所有されております。取得後は、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、26番の案件についてご説明いたします。申請は、大庭町の畑3筆を贈

与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、渡し人からの要望によるものです。受け人の世帯は、運搬車、草刈機、動噴、トラクター、コンバイン、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、27番の案件についてご説明いたします。申請は、佐草町の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、運搬車、草刈機、管理機、脱穀機、トラクター、コンバイン、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、28番の案件についてご説明いたします。申請は、乃白町の田1筆と現況畑の田1筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲渡理由および譲受理由は、家庭の事情によるものです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、29番の案件についてご説明いたします。申請は、東忌部町の現況畑の田1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、受け人からの要望によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する自作地と一体とした耕作が見込めるためです。受け人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、30番の案件についてご説明いたします。申請は、美保関町千酌の田1筆と畑2筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、31番の案件についてご説明いたします。申請は、東出雲町出雲郷の現況畑の田1筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、借入地を自作地として取得するものです。受け人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、32番の案件についてご説明いたします。申請は、東出雲町錦浜の畑2筆を売買されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、水田面積を拡大し、畑作を縮小するためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なためです。受け人の世帯は、トラクター等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議	長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p>
1	1 番 委 員	<p>いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。</p>
議	長	<p>これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第13号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第13号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	局	<p>それでは、議第14号、今月の農地法第4条の許可申請について説明いたします。</p> <p>始めに、4条6番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町名分の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担もなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は墓地です。転用面積は9㎡、所要面積も同様の9㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し山中にある墓地を移転するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはそれぞれご覧のとおりです。</p> <p>次に、4条の7番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町下意東の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、過去土地改良事業が実施されているため第1種農地となります。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。申請地は、もともと黒塗りと斜線の部分とAをあわせて1筆で、この筆の中を市街化区域と市街化調整区域の線が黒塗りと斜線部分の境で入っており、黒塗りが市街化調整区域、斜線とAの部分が市街化区域でした。今回転用に併せて市街化区域の部分と市街化調整区域の部分で分筆をしております。なお、Aについては宅地造成で農地転用の届出が出ております。本案件の転用目的は、貸駐車場で、黒塗りと斜線の部分の計画で、斜線の部分については、市街化区域の為許可申請と併せて転用の届出書が提出されております。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第2号ニで、申請地をその隣接する土地と同一事業の目的に供するために行う農地転用であって、当該事業の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要と認められ、かつ申請に係る事業の総面積に占める第1種農地の割合が3分の1を超えないものに該当します。転用面積は60㎡、所要面積は斜線の部分も含んだ268㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し、近隣の法人2社への貸駐車場とするものです。</p> <p>次に、4条の8番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町揖屋の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、敷地拡張です。転用面積は509㎡、所要面積も同様の509㎡です。事業計画ですが、申請地を昭和61年頃から駐車場、家庭菜園、庭として使用しているもので、追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりで</p>

事務局 す。

次に、4条の9番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町宍道の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途区域です。農地区分は、用途区域内の農地であることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、貸駐車場です。転用面積は269㎡、所要面積も同様の269㎡です。事業計画ですが、申請地を昭和50年頃から貸駐車場として使用していたもので、追認案件となることから始末書が提出されています。

事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました、4条4件につきましては、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

議 1 1 番 委員 いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。

議長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第14号のうち番号7番以外は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第14号のうち、番号7番以外の案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第14号のうち、番号7番以外の案件については、原案のとおり許可することに決めます。次に、議第14号のうち、番号7番は、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる案件でございます。

議第14号のうち、番号7番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第14号のうち、番号7番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。

次に議第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議第15号、今月の農地法第5条の許可申請について説明いたします。

はじめに、5条の43番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は比津町の3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、幼保連携型認定こども園の建築です。転用面積は3169㎡、所要面積は実測の3219㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を造成し、幼保連携型認定こども園1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条の44番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の20筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区

事 務 局	分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、障がい者福祉施設の建築です。転用面積は4916㎡、所要面積は農地以外を含んだ5963㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を造成し、障がい者福祉施設1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	次に、5条の45番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は新庄町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は、10ha以上の連担もなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は796㎡、所要面積も同様の796㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を昭和30年ごろから自宅敷地として使用していたもので追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	次に、5条の46番について説明いたします。借借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域以外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが農用地区域です。転用目的は、ボーリング調査です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号イで、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は1,260㎡の内8㎡、所要面積も同様の8㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。一時転用期間は、令和2年10月15日までです。事業計画ですが、申請地は、コンビニエンスストア建設計画地ですが、造成・建築計画を作成するにあたり事前に地盤の調査を行うものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	次に、5条の47番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は竹矢町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地区分は、申請地から300m以内にインターチェンジがあるため、第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。転用面積は270㎡、所要面積は隣接する宅地と合わせて513.15㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を造成し、個人住宅1棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	以上、上程いたしました、5条5件につきましては、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議 長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
1 1 番 委 員	いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。
議 長	これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
1 0 番 委 員	46番はコンビニエンスストア計画地であるが、ボーリングの状況によって一面全部が転用されることが了承済みであって許可されるものか。
事 務 局	当該地は農用地区域ですが農振除外の申し出もまだ出ていません。コンビニエンスストアの許可については現時点で判断できませんが、ある程度見込みがあるということでボーリング調査の申請を受け付けています。

10番委員長 わかりました。  
ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。  
はじめに、議第15号のうち、番号43番、44番以外は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第15号のうち、番号43番、44番以外の案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第15号のうち、番号43番、44番以外の案件については、原案のとおり許可することに決めます。  
次に、議第15号のうち、番号43番、44番は、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる案件でございます。議第15号のうち、番号43番、44番の案件については、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第15号のうち、番号43番、44番の案件については、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。  
次に、議第16号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議第16号、非農地確認についてご説明いたします。議案と「非農地確認について」の説明資料を併せてご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は1件1筆です。  
それでは、番号6番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、西谷町の市街化調整区域内・農用地区域外の畑1筆で、申請人をご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道古曾志野間線と市道牛切線の接地点の南側に位置しており、現在は雑木等が繁茂し、周囲も山林化しており、農地としての再生は困難な状況です。現地確認した際の現地の状況ですが、8月5日に申請者の立ち合いの下、山根明利農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、平成元年頃から労力不足により耕作放棄され、現在は雑木が繁茂し、周囲も山林化しており、今後耕地としての再生は困難な状況です。  
以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 それでは審議に入ります。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決します。議第16号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第16号は原案のとおり確認することに決めます。  
次に議第17号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議第17号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいた

事務局 します。

始めに農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所1は、鹿島地区、田1筆の贈与による所有権移転です。譲渡人の方は、労力不足により贈与したいとのことで、譲受人の方は、経営規模拡大のため取得したいとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。

つづいて農用地利用集積計画の相對契約についてご説明いたします。利1と利2は大野地区の新規案件です。利3は生馬地区の更新案件です。利4から利6は大庭地区の案件で、このうち利6が新規の案件です。利7と利8は東出雲地区の新規案件です。利9から利35は八束地区の案件で、このうち利10以外は全て新規の案件です。

以上、今回の利用権設定における相對契約の地目別面積は、田11, 037㎡、畑63, 625㎡、合計面積74, 662㎡となります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第17号は、原案のとおり決定することに決めます。

事務局 次に議第18号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議第18号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」ご説明いたします。この指針は、農業委員会法において、作成するよう明記されているものであり、また国から最適化交付金を受けるための必須要件となっているものでございます。先月の全員協議会です承頂き、ご意見は連絡頂くようお願いしておりました。何点かご意見を頂き、修正したものを議案にしております。

それでは、修正点のみご説明いたします。まず、30頁ですが、先月と変更ありません。

続いて31頁の(2)の③非農地判断についてをご覧ください。下線のとおり修正しております。これは、「平坦地の荒廃農地は非農地判断できるのか」とのご意見に対しまして、ご指摘のとおり、B分類に区分した農地は、周囲が山林化している所は問題ありませんが、例えば圃場の真ん中などは状態がB分類でも非農地にはできませんので、こういった表現にして修正しております。

続いて32頁です。(2)の③です。「耕作条件の悪いところは、圃場の基盤整備など条件整備も必要である」とご意見を頂きまして、下線のとおり、文言を追加しております。

続いて、33頁です。(2)の②、③です。「もう少し分かり易い表現がよいのでは」とご意見を頂きまして、②は、農業委員、推進委員が行う支援について、表現を分かり易く修正しております。③のフォローアップ活動も、下線部分について、表現を分かり易く、追加修正しております。

修正点は以上です。ご審議頂きますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、



議 7 番 委 員	長 員	<p>ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>令和2年度の農業委員会予算に最適化の推進に関する予算がない。農業委員、推進委員が事業を推進するための予算がないので、予算をつけるべきではないか。</p>
事 務 局 7 番 委 員 長	局 員 長	<p>最適化活動に必要な予算については、来年度予算要求にあたり検討します。</p> <p>推進事業を行うため、来年度予算に向けて働きかけをお願いします。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第18号は原案のとおり改正することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第18号は原案のとおり改正することに決めます。</p>
事 務 局 長	局 員 長	<p>次に、報告に入ります。報告第3号「会長専決処分の報告」、報告第4号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(報告)</p> <p>報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。</p> <p>以上で議事を終了しましたので、第2回松江市農業委員会総会を閉会いたします。</p>